

## Ⅲ. まちづくりの担い手

### ①市民

#### 権利

- ◆ まちづくりに参画する権利
- ◆ まちづくりに対して意見が言える権利
- ◆ まちづくりに関する情報等を知る権利

#### 責務

- ◆ 自らの発言や行動に責任を持つ

- 誰もが自分の意思で自由に平等な立場でまちづくりに参加ができることが大切だと考えました。一方で、市民にはまちづくりに参加できない方も多く、それぞれが可能な範囲で参加し、支え合っていくことが大切だと考えます。
- 多数意見だけでなく、少数意見もきちんと反映できるようにすることや、不参加を理由に不利益を受けることのないように配慮する必要があると考えます。
- また、市民はまちづくりの主体として、権利を主張するばかりでなく、市民全体の利益を念頭に置きながら、自らの発言や行動に責任を持つことが重要だと考えます。

\* 市民懇話会では「市民」について、次のように意見が分かれました。

**案①：市内に住んでいる人、市内で働いている人、学んでいる人、市内にある団体**

**案②：市内に住んでいる人（住民）**

- 既に多くの地域団体やNPO等が市の事業やまちづくりの一翼を担っています。市外から通勤・通学している方々もその属する会社や学校を通じて、又一個人としてもいろいろな形で市政やまちづくりに関わりがあり、地域の構成員として広く市民に含める必要があると考えます。
- 一方で、市の情報公開条例では、市内の事業所や在勤・在学者等にも公文書の公開請求の権利を認めています。自治基本条例においては、住民に限定することが望ましいという意見や、住民投票の投票資格のような新たに権利を付与する場合などには、住所要件等を限定的に考えることが重要との意見がありました。  
さらに、住民の中に外国人（日本国籍を有しない人）を含めることについては、意見が分かれ定まりませんでした。

### ②議会

#### 議会の責務

- ◆ 市民の意見を的確に把握
- ◆ 議会活動等について市民へのわかりやすい情報発信

### ③行政

#### 行政運営

- ◆ 情報公開・情報共有、健全な財政運営、総合計画策定時の市民参画、施策・事業の評価

#### 市長の責務

- ◆ 公平、公正かつ誠実な市政執行
- ◆ 積極的な市民との対話と交流の機会づくり
- ◆ 市政の基本方針を示し、リーダーシップを発揮

#### 職員の責務

- ◆ 全体の奉仕者として、法令の遵守、公平・公正な職務遂行
- ◆ 地域の一員であることの自覚、市民の視点で課題や問題を共有し解決

## IV.まちづくりの制度や仕組み等

### ①市民参画・情報共有など

- 議会や行政は、市民が参画できる機会をつくるよう努めながら、より多くの市民の参画を促す方法を検討し、まちづくりに関する提案を市政に反映させることが大切だと考えます。
- まちづくりについて豊富な情報を持つ行政は、市民に積極的にその情報を提供していくことが大切だと考えます。

#### ◆コミュニティへの積極的な参画・協力、自治会への積極的な参加

- コミュニティには、町内会等の地域型のコミュニティとボランティアや市民活動団体等の目的型のコミュニティなどの形態がありますが、これらを各場面に応じたまちづくりの担い手として位置付け、その育成を図っていくことが重要だと考えます。
- 東日本の震災から、町内会が地域の中で重要な役割を担っていることを再認識しました。組織への参加は任意ですが、地域コミュニティは住民自治の原点であり、その活動に自主的に参加することが大切だと考えます。

#### ◆NPO等と行政の連携・協力

- NPOやボランティア等の活動について、行政は各団体等が自主性を損うことなく、協力して実行できる仕組みづくりや活動の支援をすることが必要だと考えます。

### ②住民投票

#### ◆常設型の住民投票制度を提案、投票資格などは別途検討

- 住民投票は、あくまでも間接民主主義制を補完する制度の一つとして、一定の要件を満たした場合にのみ実施されることが望ましく、濫用を避ける必要があると考えます。また、その必要性が生じた場合に、速やかに実施できる常設型の制度<sup>(※)</sup>が望ましいとの意見が大勢でした。
- 住民投票の資格等については、「公職選挙法を準用することが望ましい（日本国民で20歳以上の者）」との意見や「外国籍の方を対象とすることについては慎重な検討が必要である」との意見が多くありました。

※「常設型」と「非常設型」の住民投票制度

- ・ 常設型……投票資格、投票方法、成立要件など、住民投票の実施に必要な事項をあらかじめ定め、発議・請求要件を満たしていればいつでも住民投票が行える制度
- ・ 非常設型……住民の賛否を問う事案ごとに、投票資格等を定める制度。事案ごとに議会の審議を経て、条例を制定する。

### ③広域的な連携

#### ◆他の自治体との協力・連携

出雲市自治基本条例(仮称)に関するおたずね 政策企画課 TEL.21-6612